

別紙

訪問看護ステーション設備整備費補助金による財産処分制限期間について

補助金交付要領第7条第5号関係

補助対象償却資産			耐用年数
区分	種類	細目	
備品	自動車	軽自動車	4年
		その他のもの	6年
	家具	事務机、事務イス及びキャビネット	15年
		応接セット	8年
		その他のもの	15年
	事務機器	パソコン(サーバー用のものを除く)	4年
		複写機、タイムレコーダーその他	5年
	通信機器	ファクシミリ	5年
		インターホーン	6年
		電話設備その他の通信機器	10年

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表による。